

ISSN 1882-0468

ISSN-L 1882-0468

# NDL 書誌情報ニュースレター

2013 年 1 号(通号 24 号)

## 目次

書誌情報提供サービスにおける新機能のご紹介—新着書誌情報のリスト表示、全国書誌の RSS— (収集・書誌調整課 書誌サービス係)	1
RDA 導入に向けた米国図書館の現状について—米国図書館訪問記— (京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館情報管理掛 塩野真弓)	6
2013 年 4 月から洋図書等に RDA を適用します (外国資料課 整理係)	11
「典拠データの機能要件」について (収集・書誌調整課 横山幸雄)	13
典拠の国際流通—バーチャル国際典拠ファイル(VIAF)への参加(2) (収集・書誌調整課 書誌調整係)	21
お知らせ:「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開(2013)」を公表しました (収集書誌部)	27
お知らせ:平成 25 年度の JAPAN/MARC 頒布について (収集・書誌調整課)	28
コラム:FRAD 翻訳苦勞話 (収集・書誌調整課 書誌調整係 翻訳チーム有志)	29
コラム:書誌データ探検 日本占領関係資料—生の記録— (利用者サービス部 政治史料課 占領期資料係)	34
掲載情報紹介	37
編集者からの一言	38

## 書誌情報提供サービスにおける新機能のご紹介

### —新着書誌情報のリスト表示、全国書誌のRSS—

本誌前号で、[国立国会図書館蔵書検索・申込システム \(NDL-OPAC\)](#) での新着書誌情報のリストの提供についてお知らせしました。2013年1月25日からは、新しく[全国書誌のRSS 提供](#)(2016年11月10日、URLを修正しました)を開始しました。

本稿では、この二つの新機能についてご紹介します。

#### 1. 新着書誌情報のリスト表示 (NDL-OPAC)

[NDL-OPAC](#)の全国書誌提供サービス画面(図1参照)から資料の区分(「図書」「非図書」「逐次刊行物」「全て」と日付を選択し、新着書誌情報をリスト表示することができます。

リスト表示される新着書誌情報は、全国書誌収録対象資料(国立国会図書館が収集した国内刊行出版物および外国刊行日本語出版物)のうち、地図資料およびアジア言語資料を除いた資料の作成中の書誌情報です。完成した書誌ではありませんが、いち早く情報を提供します。

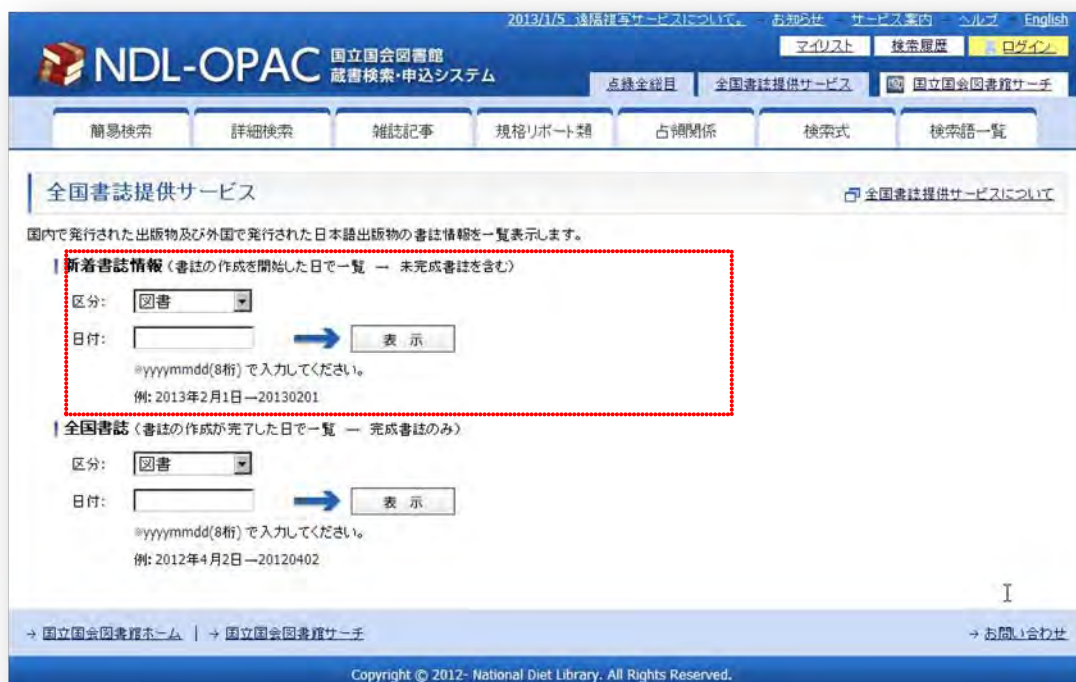


図1 [全国書誌提供サービス画面](#)

新着書誌情報については、これまでどおり国立国会図書館サーチからRSS提供(最新分、最新7日分および最新15日分)も行っていますが、NDL-OPACでは、①日付を指定してリスト表示、②表示し

たリストがダウンロード可能、などの特徴があります (図2参照)。



図2 検索結果一覧・全国書誌提供サービス画面

(2013年1月30日分の新着書誌情報(図書)を、翌1月31日にリスト表示した画面)

表示したリスト全体(または選択した項目)を引用形式や区切り記号形式でダウンロードしたファイルは、選書用リストなどにお使いいただけます。

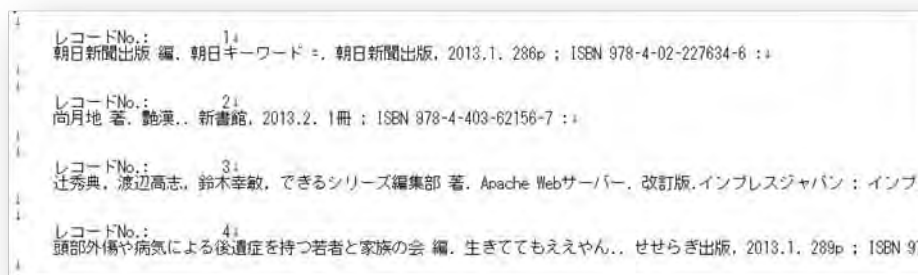


図3 引用形式

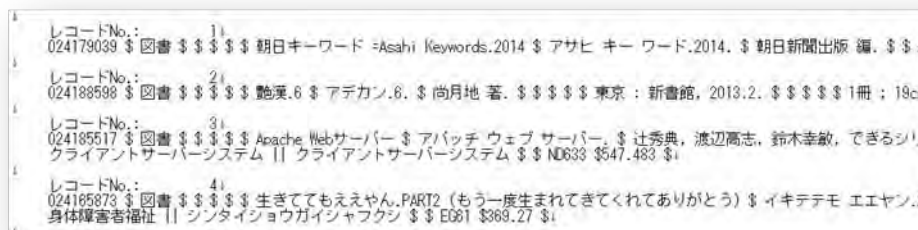


図4 区切り記号形式（テキストエディタで表示）



レコードNo.	書名	著者	発行所
24179039	図書	朝日キーワード=Asahi Keywords 2014	朝日新聞出版
24188598	図書	読漢6	東京 新書館, 2013.2
24185517	図書	Apache Webサーバー	改訂版 東京 インプレスジャパン
24185873	図書	生きててもええやん.PART2 (もう一度生まれ イキテモ エエヤン2 (モウ 頭部外傷や病気によるイ	大阪 せせらぎ出版, 2013.2

図5 区切り記号形式（表計算ソフトでセルに分割して表示）

## 2. 全国書誌のRSS

国立国会図書館サーチから全国書誌をRSSで配信しています。国立国会図書館ホームページの「新着書誌情報RSS・全国書誌RSSの使い方について」のページ[1]からご利用いただけます（図6参照）。

全国書誌のRSS提供は、国立国会図書館が収集した国内刊行出版物および外国刊行日本語出版物の完成した書誌情報（地図資料およびアジア言語資料も含まれます。）をお届けすること（利用者に能動的にお知らせすること）を目的としています。



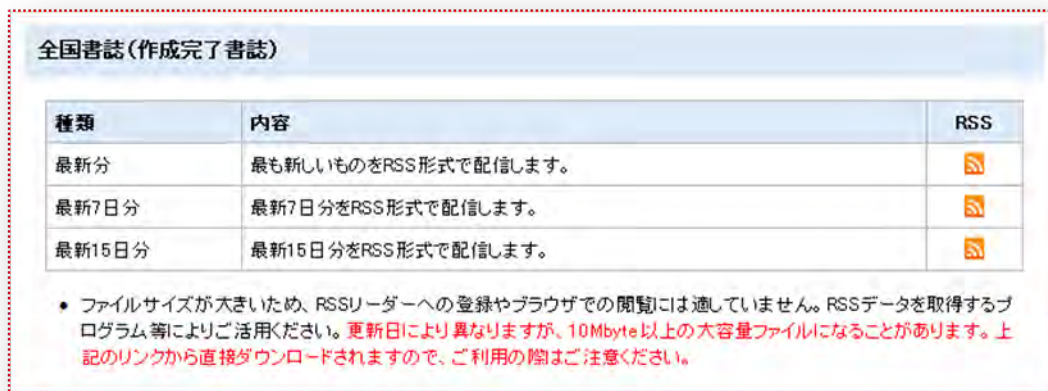


図6 「新着書誌情報RSS・全国書誌RSSの使い方について」ページ

「全国書誌のRSS」をご利用いただくと、いち早く全国書誌の情報（完成した書誌情報）を受け取ることができます。ファイルサイズが大きいため、RSSリーダーやブラウザでの閲覧にはあまり適していませんが、RSSデータを取得するプログラム等でご活用ください。

このほかに提供する RSS には「検索結果 RSS」というものがあります。目的の書誌情報の完成を知らせて欲しいとき、特定の分類に該当する書誌情報を確認したいときなどにご利用いただけます。詳しくは以下のページをご覧ください。

- [国立国会図書館サーチが提供する RSS](#)

### 3. 最後に

今回ご紹介した二つの新機能のほかに、国立国会図書館が提供する書誌データを様々な方法で利用するためのサービス・機能をご用意しています。利用目的に合わせてご活用ください。

詳しくは当館ホームページ内の次のページをご覧ください。

- [書誌情報提供サービス](#)

(収集・書誌調整課 書誌サービス係)

※訂正

脚注[1]を追加しました。(2016年11月10日)

[1] 新着書誌情報RSSおよび全国書誌RSSは、2016年11月現在、以下のページからご利用いただけます。全国書誌データ提供—国立国会図書館サーチからの提供、

[http://www.ndl.go.jp/jp/data/data\\_service/jnb/ndl\\_search.html#iss03](http://www.ndl.go.jp/jp/data/data_service/jnb/ndl_search.html#iss03), (参照 2016-11-10).

## RDA 導入に向けた米国図書館の現状について

### —米国図書館訪問記—

塩野真弓 (京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館情報管理掛)

米国図書館界における目録業務、特に新しい目録規則 [“Resource Description and Access” \(RDA\)](#) 採用に向けた準備状況の調査を行うため、2013年1月14日から1月18日にかけて、私を含む京都大学図書館の司書3名で米国議会図書館 (LC)、[Online Computer Library Center \(OCLC\)](#)、オハイオ州立大学、コロンビア大学を訪問しました。以下、1. RDA導入にむけた各図書館の準備状況、2. 日本語資料の書誌作成のためのデータ活用に関する現状の2点について、報告します。

#### 1. RDA 導入に向けた各図書館の準備状況

米国では国立図書館3館 (LC、米国国立医学図書館、米国国立農業図書館) において、来る2013年3月31日からRDAを正式に導入することが発表されています[\[1\]](#)。LCではこの日に向けて、500名以上のカタログラーが順次研修を受けています[\[2\]](#)。この研修は約4週間・のべ36時間にわたる一斉授業またはオンライン・トレーニングを用いて実施されています。一斉授業の受講後には実際にRDAを用いた書誌の作成を行い、すでに研修を修了した司書のレビューを受けます。



米国議会図書館 (LC)

OCLCでは、[WorldCat](#)のマスターレコードについて、新規書誌の入力はすでにRDAの使用が可能ですが、AACR2などRDA以外の目録規則で作成した書誌レコードをRDAで書き換えることは、この調査時点では許されていませんでした。しかし3月31日を境にポリシーの変更を行い、RDAでの書き換えが可能になります[\[3\]](#)。なおOCLCの参加館がRDAを採用するかどうかについては、各館の判断に任せられています。各参加館は従来通りRDA以外の目録規則で作成した書誌をWorldCatに登録することや、

RDAで作成された書誌を各館のローカルシステムにダウンロードして、別の目録規則で書き換えることも可能です。また既存の書誌について、マクロでRDAに自動変換する試みもありますが、すべてを機械で行えるかまだわからないそうです。また、OCLCでは、資料の内容と形式が混合していたGMD（一般資料表示。一般資料種別ともいう。）を3年後に廃止予定のため、北米のシステムベンダーに対応を要求しているとのことでした。



WorldCatの「本体」

コロンビア大学では2010年に実施されたLC等によるRDAテストにも参加するなど、経験を積んできました[4]。現在はLCが作成したウェブ教材で研修を行うとともに、独自にWikiサイトも運営し、スタッフ間でRDAについての情報共有をはかっています[5]。現在、特殊資料以外の新規書誌作成はほぼRDAに移行しています。典拠コントロールは外部業者に委託しているため、そのRDA対応にも調整が必要だったそうです。ただしOCLCのマスターレコードがAACR2に基づきフルレベルで作成されている場合には、ダウンロードの際にもRDAへの書き換えは行わずそのまま使用しているとのこと。また同大学のC.V.スター東アジア図書館で行われている日本語資料の新規書誌作成も、2012年1月からRDAへ移行しています。



コロンビア大学バトラー図書館

オハイオ州立大学トンプソン図書館では、通常の図書についてLCと同時期にRDAを採用予定です。研修にはLCのウェブ教材を利用しています。

RDA本文はまだ改訂途中です。改訂は[Joint Steering Committee for Development of RDA \(RDA開発のための合同運営委員会\)](#)が行っていますが、この意思決定プロセスが興味深いものでした。年次会議で上がった案件についてSecretaryが文章にまとめ、Web上の共有スペースに入力します。それに対し



て各委員が「賛成」「反対」やコメントを期日までに入力していきます。その結果が[RDA Toolkit](#)に反映されます[6]。電話やメール会議では決定事項が曖昧になりがちなので、はっきりと結果を共有できる方法がとられているのです。

## 2. 日本語資料の書誌作成のためのデータ活用に関する現状

米国における日本語図書の書誌入力、オンラインで容易に書誌がダウンロードできる現在でも、現地の司書にとって簡単な作業ではありません。私自身目録を担当した経験もあり、米国での実情が気になりましたので、現地の司書にインタビューしてみました。

オハイオ州立大学のマンガ研究図書館 (Billy Ireland Cartoon Library & Museum) では日本のマンガやマンガに関する書籍が多数所蔵されています[7]。その書誌を作成する際、流用元に国立国会図書館 (NDL) の書誌を [OCLC Connection](#) から利用できるようになり、大変便利になったとのことでした。ただし、基本記入 (Main Entry) を示す 1XX フィールドが空欄になっているので、注意が必要だということです。NDL が和図書等に適用している「日本目録規則 1987 年版改訂 3 版」では基本記入の方式を採用していないからです。[VIAF](#)(バーチャル国際典拠ファイル)に NDL が参加したことも、典拠作成の際に役立っているそうです。



オハイオ州立大学トンプソン図書館からの眺望

コロンビア大学 C.V. スター東アジア図書館では日本語資料の書誌作成について、新刊本はおもに図書館流通センター (TRC) 由来のデータを利用しているそうです。また、多少古い資料や一般に流通していない資料の書誌を新規作成する際に、NDL 由来のデータを利用しているとのことでした。典拠作成には [Web NDL Authorities](#) や [CiNii Books](#) の著者名典拠を参照するそうですが、CiNii Books の著者名典拠レコードには生没年が表示されないのが難点だということでした。

### 【まとめ】

訪問した機関では RDA の実施に向けて着々と準備が進められていました。今 LC を中心に検討されている [新しい書誌データモデル](#) についても、大きな期待が寄せられています[8]。調査で出会った司書たちが、総じてこの変革期を前向きにとらえている様が印象的でした。

米国の司書もまだ RDA に習熟しておらず、RDA 本文や適用細則もまだ改訂途中です。このため、

RDA で記述された既存の書誌をそのまま参考にするのではなく、必ず規則自体を参照しなければ RDA を用いた正しいレコードは作れません。コピーカタロギングに慣れきった私たちですが、特に変革期にはその都度基本に立ち返ることも重要だということを認識させられました。

また、実際に米国で NDL の書誌データが利用されているところを見て、やはり日本語資料の書誌データは日本で責任を持って作成し、世界に流通させたいという思いを持ちました。そのために今後日本の目録規則や書誌データモデルについて、全国の図書館員が考えていく必要があります。

なお、今回紙幅の都合上省略した事柄について関心をお持ちの方は、京都大学国際交流機構の Web サイトに報告書を掲載する予定ですのでご参照ください。[9]

最後になりましたが、今回の訪問でお世話になった各機関の方々および報告の機会を与えてくださった国立国会図書館収集書誌部のみなさまに御礼を申し上げます。

塩野 真弓

(しおの まゆみ 京都大学人間・環境学研究科総合人間学部図書館情報管理掛)

[1]特殊資料を除きます。ただし典拠はすべての資料について RDA に準拠します。

LC の RDA 採用について、詳細は以下に掲載されています。

Library of Congress. “Resource Description and Access (RDA): Information and Resources in Preparation for RDA (Acquisitions and Bibliographic Control, Library of Congress)”

<http://www.loc.gov/aba/rda/>, (参照 2013-2-12)

[2]研修のスケジュールや資料は以下に掲載されています。

Library of Congress. “Library of Congress (LC) RDA Training Materials”

<http://www.loc.gov/catworkshop/RDA%20training%20materials/LC%20RDA%20Training/LC%20RDA%20course%20table.html>, (参照 2013-2-12)

[3] Online Computer Library Center. “Policy statement (effective 2013-3-31) [OCLC - RDA and OCLC]”

<https://www.oclc.org/rda/new-policy.en.html>, (参照 2013-2-12)

[4]LC 等による RDA テストの詳細については以下に掲載されています。

Library of Congress. “Testing Resource Description and Access (RDA) Archives”

[http://www.loc.gov/aba/rda/rda\\_test\\_archives.html](http://www.loc.gov/aba/rda/rda_test_archives.html) (参照 2013-2-26)

[5]Columbia University Libraries. “RDA - Resource Description and Access - Columbia University Libraries Wiki”

<https://wiki.cul.columbia.edu/display/rda2/>, (参照 2013-2-12)

[6]このほかに、比較的軽微な改訂は委員が随時提案でき、同様の手続きを経て隔月に一回 Toolkit に反映されます。スペルミス等の修正は Secretary が随時行うことができます。

[7]訪問時、オハイオ州立大学マンガ研究図書館所蔵のマンガコレクションについては、一部をトンプソン図書館の所管に移し、貸し出し可能にする「Manga Project」が進行中でした。

[8]LC を中心に検討されている新しい書誌データモデルについては、以下の紹介記事があります。  
渡邊隆弘「ウェブ時代の新しい書誌データモデル “BIBFRAME”」カレントアウェアネス-E No.230  
2013.01.23

<http://current.ndl.go.jp/e1386> (参照 2013-2-25)

[9]京都大学国際交流推進機構. “図書系職員海外調査研修 | 京都大学国際交流推進機構”

[http://www.opir.kyoto-u.ac.jp/opir/s\\_haken/tosho/](http://www.opir.kyoto-u.ac.jp/opir/s_haken/tosho/), (参照 2013-2-12)

## 2013年4月から洋図書等に RDA を適用します

国立国会図書館では、2013年4月1日から、外国刊行の洋図書等の目録規則として“[Resource Description and Access](#)” (RDA)を使用します。

本誌2012年3号(通号22号)でお知らせしましたとおり、当館では、外国刊行の洋図書等に使用する目録規則について、“Anglo-American Cataloging Rules, second edition” (AACR2) からその後継である RDA へ変更することを検討してきました。当館は、洋図書等の目録作成において、米国議会図書館 (LC) 等海外の図書館が作成した書誌データを使用したコピーカタログングを行っています。LC が2013年3月31日から RDA を適用することにともない、RDA によって作成された書誌データが当館の書誌データのコピー元となることを見込まれます。当館ではこれに対応するとともに、コピー元となるデータがなくオリジナルで目録作成を行う場合にも RDA を使用します。

### 【AACR2 から RDA へのおもな改訂点】

RDA では、以下の点が AACR2 からおもな改訂点として挙げられます。

#### 1. 記述対象資料の表示をそのまま転記することの徹底

例) タイトルに誤記・誤植があっても直さず記述

例) 人名等の肩書や所属をそのまま転記

#### 2. 略語やラテン語を用いないこと

例) 203 p. → 203 pages

例) s.d. → date of publication not identified

例) ca. → approximately

#### 3. 資料と「資料に関わった人物等」、あるいは資料どうしの「関連」の重視

例) アクセスポイントにおいて、作者や翻訳者等の役割を示す「関連指示子」を付与

例) 翻訳書等の場合に、原本のタイトルを「関連する体現形」のタイトルとして記録

#### 4. 資料種別の整理と詳細化

RDA では形式と内容が整理され、これに対応して MARC21 フォーマットに以下の三つのフィールドが新設されました。

336 Content type (収められている情報の種別：テキスト、音楽、二次元動画、・・・)

337 Media type (再生方法の種別：音声、ビデオ、コンピュータ、・・・)

338 Carrier type (媒体の種別：オーディオディスク、マイクロフィッシュ、・・・)

RDAには、コアエレメントという最低限の必須項目(たとえば、タイトル、責任表示等)が定められており、これらの項目は必ず記録することになっています。それ以上の情報の記録については、目録作成機関の個別指針やカタログに任される部分が大きくなっています。そのため、コピーカタログによる書誌作成においては、上記に挙げる改訂点を含め、作成元のデータの影響が大きくなることが考えられ、各目録作成機関での対応が必要となります。

RDAの概要については [RDA Toolkit](#) もご参照ください(ただし、詳細を見るには専用のアカウント(有料)が必要です)。

AACR2とRDAの比較事例は、以下のLCのサイトをご覧ください。

[Library of Congress Documentation for the RDA \(Resource Description and Access\) Test: Examples for RDA - Compared to AACR2](#)

### 【国立国会図書館における適用】

当館では、2013年4月1日からRDAを適用して洋図書等の書誌作成を開始します。ただし、上に挙げた改訂点のうち、以下のとおり一部適用を見送る場合があります。

1. 著者が多数の場合、RDAの任意規定に従います。具体的には、4人以上の場合は1人だけ記述し、アクセスポイントも全員ではなく選択して作成します。
2. 標目において、作者や翻訳者等の役割を示す「関連指示子」は不採用とします。これは当館のシステム的な事情によるものです。

当館におけるRDA適用の具体的な事例と問題点については、次号に掲載する予定です。

RDAは、LCのほか英国図書館、カナダ国立図書館・文書館、ドイツ国立図書館等で導入が検討され、目録規則の国際的なスタンダードになりつつあります。当館でもRDAを適用することにより、国際標準の書誌データを作成し、よりよい書誌サービスの提供に向けて、今後も努力していきたいと思っております。

(外国資料課 整理係)



## 「典拠データの機能要件」について

### 【はじめに】

国立国会図書館収集書誌部は、2012年12月に“[Functional Requirements for Authority Data: A Conceptual Model](#)” (略称: FRAD) の全文を日本語訳し、「[典拠データの機能要件: 概念モデル](#)」として公開しました。

本稿では、FRAD の概要を、若干の批判的なコメントを交えながら紹介いたします。また、翻訳作業担当者の葛藤が別稿「[FRAD 翻訳苦労話](#)」としてまとめられていますので、併せてご覧ください。

FRAD 刊行までの経緯は次のとおりです。

1999年4月	国際図書館連盟 (IFLA) 「 <a href="#">典拠レコードの機能要件と典拠番号に関するワーキンググループ</a> 」発足
2005年7月～10月	「 <a href="#">典拠レコードの機能要件</a> 」草案の国際的レビュー
2007年4月～7月	<a href="#">FRAD 草案</a> の国際的レビュー
2008年9月	「 <a href="#">国際標準典拠データ番号の実現可能性に関するレポート</a> 」公開
2008年12月	FRAD 最終報告を IFLA 目録分科会常任委員会および分類・索引分科会常任委員会に提出
2009年3月	両委員会で承認
2009年6月	K. G. Saur 社が FRAD を刊行 (英文、冊子体) <a href="#">[1]</a>

なお、訳出にあたっては、[2011年11月に公開された修正条項および正誤表](#)の内容も反映しています。

### 【FRAD の目的、範囲】

FRAD は、FRBR という略称で知られる“[Functional Requirements for Bibliographic Records](#)” (日本語訳: [書誌レコードの機能要件](#)) と同様、実体関連分析 (entity-relationship analysis) の手法を用いて、典拠データの機能要件を分析した概念モデルです。研究の目的 (第1章)、範囲 (第2章) を示したあと、概念モデルの基本要素である実体 (第3章)、属性 (第4章)、関連 (第5章) を詳述し、利用者ニーズへの対応については利用者タスク (第6章) を設けるという構成も FRBR に倣っています。 [\[2\]](#) (以下、山括弧内の数字は、該当章 (節)、[FRAD 日本語訳](#)における掲載ページを示します)

#### (目的)

FRAD の目的は次のとおりです (第1章、p.7)。

- ・典拠レコード作成者によって記録されるデータと、データ利用者のニーズを関連付けるための明確に定義され、構造化された準拠枠を提供すること
- ・図書館内外の分野における典拠データの国際的共有および利用の可能性の評価を支援すること

## (範囲)

### (1) 概念モデルの対象

「典拠レコードの機能要件と典拠番号に関するワーキンググループ」という名称どおり FRAD の当初の分析対象は典拠レコードでした (序、p.4) が、2005年草案の国際的レビューの過程でレコードとデータを混同した指摘がみられたことから、2007年草案でタイトルが変更され対象が典拠「データ」であることが明確化されました。[\[3\]](#) また、典拠番号については2008年のレポートで、国際標準典拠データ番号 (International Standard Authority Data Number : ISADN) というアイデアの検討を取りやめるべきである旨の勧告が行われています。[\[4\]](#)

FRAD における典拠データの定義は次のとおりです (第1章、p.7)。

- ・ [図書館、博物館・美術館、文書館] が特定の個人、家族、団体による複数の著作、あるいは一つのタイトルのさまざまな版を集中させるために用いる統制形アクセスポイントおよびその他の情報

一方、典拠レコードは、典拠データの「特定のアプリケーション」 (3.3、p.14)、「パッケージ」 (第1章、p.7) と位置づけられています。

ただし、FRAD の本文中では、「典拠レコード作成者」 (第1章、p.7) や「典拠レコードに記録される統制形アクセスポイント」 (4.4、p.32 ほか) などの表現も残っています。前者は、文脈上「典拠データ作成者」 (第2章、p.8 ほか) との使い分けが必要とは思えないことから単なる調整漏れと見なせますが、後者は「典拠データに記録される…」と置き換えることはできません。このことは、FRAD で扱われている実体、属性、関連が、依然として図書館における実際の典拠レコードの姿を相当に意識したものであることの表れと思われまふ。[\[5\]](#)

### (2) レコード (データ) の利用者

レコード (データ) の利用者は、FRBR では漠然としていましたが、FRAD においては、①典拠データ作成者、②典拠情報のエンドユーザーという区別がなされています (第2章、p.8)。

この区別は、典拠レコード (データ) の最大の利用者は典拠レコード (データ) 作成者を含む目録作業担当者であるという事実に照らせば奇異なことではありませんが、前述した FRAD の目的「図書館内外の分野における典拠データの国際的共有および利用の可能性の評価を支援する」からすると、バランスに欠けるものかもしれません。

## 【FRAD の実体】

典拠データの利用者の関心対象として FRAD で定義された書誌的実体は、FRBR のそれに〈家族〉を加えた計 11 にのぼります (3.3、p.14)。〈家族〉の追加については、2005年草案の段階で「個人の集団」という実体をおいたほうが家族その他の集団を公式／非公式、永続的／臨時的、名称の有無に関わらず包摂できるという指摘もありましたが、文書館分野との連携や、MARC フォーマットにおける設定への配慮から、草案どおり追加されたようです。(以下、FRAD の実体を山括弧で示します)

これらの書誌的実体と、典拠レコード(データ)の中核をなす〈統制形アクセスポイント〉との関連は、FRAD では図1のように図式化されています。

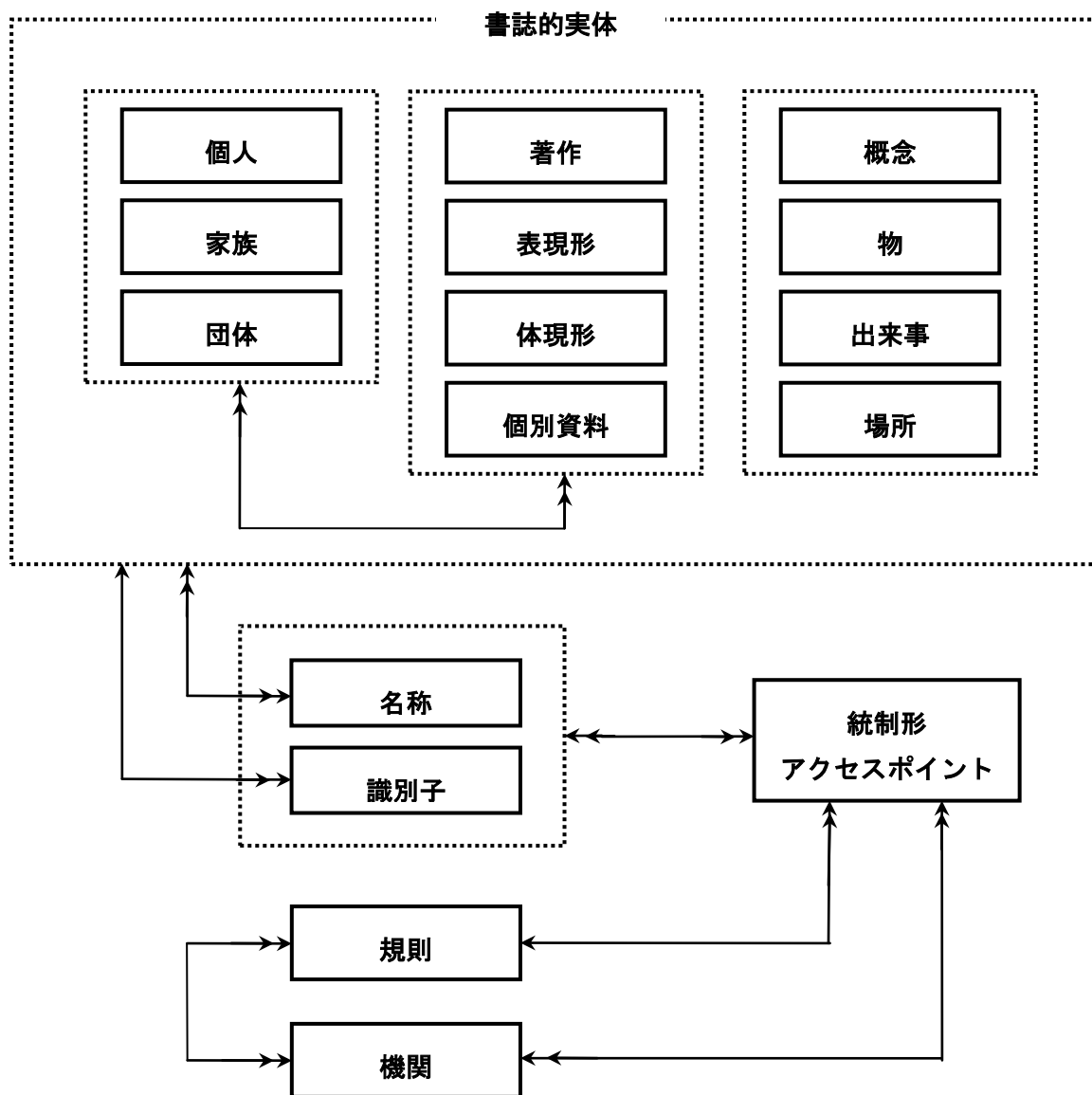


図1 典拠データ概念モデル (FRAD 日本語訳 p.13 の図2 を一部改変)

図1の矢印は実体間の関連(後述)を表しています。また、二種類の矢印の違いは次のとおりです。

実体 A → 実体 B : 実体 A のどのインスタンスも、実体 B のただ一つのインスタンスと結びつく

実体 C →→ 実体 D : 実体 C のどのインスタンスも、実体 D の一つまたはそれ以上のインスタンスと結びつく

インスタンスは、データの型(クラス)に従ってつくられた実際のデータのことですが、クラスを一般名詞(例:日本人、作家)、インスタンスを固有名詞(例:村上春樹)に置き換えると分かりやすいかも

しません。

図1で示されているとおり、書誌的実体は直接的に〈統制形アクセスポイント〉と関連しているわけではありません。書誌的実体は〈名称〉または〈識別子〉によって知られており、〈名称〉または〈識別子〉に基づいて〈統制形アクセスポイント〉が作成される、という構図です。さらに、〈統制形アクセスポイント〉は〈規則〉によって制御されること、〈規則〉は〈機関〉が適用すること、〈機関〉は〈統制形アクセスポイント〉を作成・修正すること、とされています。

## 【FRADの属性、関連】

### (属性)

図1に示された11の書誌的実体のうち、主題典拠データの機能要件 ([Functional Requirements for Subject Authority Data](#)、略称:FRSAD)の分析に委ねられた第三グループの実体〈概念〉〈物〉〈出来事〉〈場所〉を除いた七つの実体については、計51件の属性が定義されています。これらの属性のうち24件はFRBRで定義済ですが、FRBRで定義された属性のうちFRADでは採用されなかった属性もあります。例えば、FRBRにおける〈著作〉の属性「著作のタイトル」は、FRADでは採用されていません。これは、FRADにおいては、「著作のタイトル」は、〈著作〉と〈名称〉との間の関連〈呼称する／呼称される〉として扱われるためです。(以下、FRADの関連を山括弧で示します)

また、FRADで独自に定義された属性27件の大半は第二グループの書誌的実体〈個人〉〈家族〉〈団体〉に関するものですが、第一グループの書誌的実体〈著作〉〈表現形〉〈体現形〉〈個別資料〉について新たに定義された属性もあります。例えば、〈著作〉には「著作の主題」「著作の発祥地」「(著作の)歴史」という属性が、〈個別資料〉には「個別資料の所在地」「個別資料の管理履歴」「個別資料の直接取得元」という属性が定義されています。

一方、FRAD独自の実体である〈名称〉〈識別子〉〈統制形アクセスポイント〉〈規則〉〈機関〉については計26件の属性が定義されており、そのうちの半数13件は〈統制形アクセスポイント〉に関するものです。[\[6\]](#)

### (関連)

FRADにおいては、関連は実体間の関連(図1で矢印で示されているもの)と、実体の特定のインスタンス間の関連に大別されます。後者はさらに、①書誌的実体の特定のインスタンス間の関連(例:個人と団体の間の〈メンバー関連〉)、②〈名称〉の特定のインスタンス間の関連(例:個人名間の〈別言語形関連〉)、③〈統制形アクセスポイント〉の特定のインスタンス間の関連(例:〈別規則関連〉)の三つに類別されています。

後者のうち、①や②は典拠レコードにおいては「を見よ」参照、「をも見よ」参照や、目録作業担当者用の注記として記録されることが多く、③は典拠レコード内のリンク構造(例:フィールド間リンク)として実現されることが多いとされています。表1は、①のうち〈家族〉〈団体〉に関係する関連を示した

ものです (〈個人〉) に関係するものは表 2 をご覧ください。

表 1 家族、団体の関連 (FRAD 日本語訳 p.42-43 の表 1 のうち家族、団体の部分を抜粋の上、一部改変)

実体のインスタンス	関連の例
個人 ⇔ 家族	〈メンバー関連〉
個人 ⇔ 団体	〈メンバー関連〉
家族 ⇔ 家族	〈家系関連〉
家族 ⇔ 団体	〈設立関連〉
	〈所有関連〉
団体 ⇔ 団体	〈階層関連〉
	〈連続関連〉

なお、FRAD では第二グループの書誌的実体〈個人〉〈家族〉〈団体〉にかなりの紙幅が割かれていますが、これらと第一グループの書誌的実体との関連についての説明は一切行われていません。それらの関連を把握するためには、一度 FRBR に立ち戻る必要があります。FRBR の 5.2.2 「個人および団体との関連」 [7] によれば、「著作」との間には「創造関連」、「表現形」との間には「実現関連」、「体现形」との間には「製作関連」、個別資料との間には「所有関連」が規定されています。

以上が FRAD の属性と関連ですが、注意すべきは、これらは絶対的なモデルではないことです。例えば、「出生地」は FRAD では〈個人〉の属性として定義されていますが、〈個人〉と〈場所〉との間の関連〈～で生まれる〉を設定する可能性は排除されていません (第 4 章、p.26)。また、「典拠レコードではあまり表されない関連に対しては例を示していない」 (5.3、p.42) (例：個人間の〈親／子関連〉) のは、図書館以外の分野 (例：文書館) との連携の可能性を示唆しつつ、それ以上の検討は個別のアプリケーション (典拠システム) に委ねられていることを示しています。

前述した書誌的実体の第一グループと第二グループとの間の関連についても同様に、書誌レコードと典拠レコードの間でどのように関連を表現するかは、概念モデルでどうこうするのではなく、実装レベルで検討すべき課題ということのようです。

### 【FRAD の利用者タスク】

FRBR と FRAD ではそれぞれ四つのタスクが定義されていますが、両者に共通するタスクは「発見」と「識別」で、残り二つについて、FRBR の「選択」「入手」の代わりに、FRAD では「関連の明確化」「根拠の提供」が加わっています (第 6 章、p.60)。「関連の明確化」と「根拠の提供」、特に後者は、典拠データ作成者のみのタスクと理解できる定義ぶりですが、今後の典拠データの利用可能性を考えれば、典拠データを活用したいエンドユーザーにとっても、それがどのような根拠に基づいて作成されたのか明らかにされることが重要になるでしょう。 [8]

利用者タスクと、実体、属性、関連との関係は表 2 のようにまとめられ、それぞれの属性、関連がどの



ような利用に結びつくかが明らかにされています。ただし、FRBR における同様の表で三段階の重要性が明示されているのとは異なり、FRAD においては、どの属性、関連が重要であるかは示されておらず、それらはアプリケーション（典拠システム）が独自に決定すべきこととされています（第6章、p.60）。書誌レコードの世界において「基本レベルの全国書誌レコード」（FRBR 7.3）や「コアエレメント」（『デジタル時代の全国書誌』2.4、RDA（資源の記述とアクセス））の理解が普遍的なのに比べ、典拠レコードの内容は国、システム、規則によって異なりが大きく標準的なものを提示できる段階には至っていないようです。

表2 〈個人〉に関する属性および関連の利用者タスクへのマッピング  
 (FRAD 日本語訳 p.61-66 の表4のうち〈個人〉部分を抜粋の上、一部改変)

属性、関連（⇔で関連する〈実体〉（または実体のインスタンス）を示す）	利用者タスク			
	発見	識別	関連の明確化	根拠の提供
〈呼称する／呼称される関連〉 ⇔ 〈名称〉	■		■	
〈割り当てる／割り当てられる関連〉 ⇔ 〈識別子〉	■	■		
個人と結びつく日付		■	■	■
個人の称号	■	■		
性別*		■		
出生地*		■		
没地*		■		
国*		■		■
居住地*		■		■
所属*		■		
アドレス*		■		
個人の言語*		■		■
活動分野*		■		
専門・職業*		■		
伝記／経歴*		■	■	
個人と結びつくその他の情報	■	■		
〈筆名関連〉 ⇔ 個人*	■		■	
〈世俗関連〉 ⇔ 個人*	■		■	
〈宗教関連〉 ⇔ 個人*	■		■	
〈官職関連〉 ⇔ 個人*	■		■	
〈帰属関連〉 ⇔ 個人*	■		■	

〈協働関連〉 ⇔ 個人*			■	
〈兄弟姉妹関連〉 ⇔ 個人*		■	■	
〈親／子関連〉 ⇔ 個人*		■	■	
〈メンバー関連〉 ⇔ 家族*		■	■	
〈メンバー関連〉 ⇔ 団体*			■	
〈旧名称関連〉 ⇔ 名称 (個人) *	■		■	
〈新名称関連〉 ⇔ 名称 (個人) *	■		■	
〈別言語関連〉 ⇔ 名称 (個人) *	■		■	
〈その他の異称関連〉 ⇔ 名称 (個人) *	■		■	

\*をつけた属性、関連は、FRBR で定義された属性、関連への追加です。

### 【おわりに】

当館では、2012年10月から[バーチャル国際典拠ファイル](#) (Virtual International Authority File : VIAF) に参加し、典拠データの国際的流通の道を歩み始めました。また、2013年2月に策定した「[国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開 \(2013\)](#)」の第4項では、「典拠等の拡充」を挙げています。このような流れの中で日本発の典拠データはどうあるべきか。それは、FRAD の概念モデルを理解した上で、我々が主体的に考えるべき課題であることが翻訳作業を通じて一層明らかになったような気がします。[\[9\]](#)

横山 幸雄

(よこやま ゆきお 収集書誌部収集・書誌調整課)

- [1] 2013年3月1日現在、[IFLA 書誌分科会のウェブサイト](#)では、当館が作成した日本語訳を含め、計11言語の翻訳の存在が確認できます。うち9言語については、オンライン利用が可能です。なお、原文(英語)については、まだオンライン利用は可能になっていません。
- [2] 2005年草案の第3章”Authority Files in a Library Context”、第8章”Authority Data Transfer”は、2007年草案で第II部”Authority Data: Current Practice”として一箇所に纏められ、最終報告からは削除されています。これらの章は、典拠作業の現状を再認識し、図書館以外の分野との今後の典拠データの共有の可能性を検討する上で有用だったと思われます。例えば、2007年草案第II部の7.2”The Functions of the Authority File”には五つの機能「決定の文書化」「レファレンス・ツールとしての役割」「アクセスポイントの形式の制御」「書誌ファイルへのアクセスの支援」「書誌ファイルと典拠ファイルのリンク」が挙げられていましたが、章ごと削除されてしまい、最終報告には残っていません。その結果、「機能要件」といいつつFRADでは典拠データの機能が一望できる形で明示されていない、という摩訶不思議なことになってしまっています。
- [3] ただし、この時点では第II部”Authority Data: Current Practice”が残っており、その中では実体(典拠レコード)や、書誌レコードと典拠レコードとのリンクなどが扱われていました。
- [4] 同レポートは同時に、[創作者等の名称に関する国際標準識別子](#) (International Standard Name I

dentifier : ISNI) や VIAF の動向を注視すべき、と勧告しています。

[5] 2007 年草案までは、実体〈統制形アクセスポイント〉と実体〈典拠レコード〉〈参照レコード〉との間の関連〈登録する／される〉を示す概念モデル図も掲載されていました。

[6] FRAD における典拠データの定義からすれば、〈統制形アクセスポイント〉の属性が細かく定義されているのは当然のことかもしれません。

[7] 現時点では、FRBR では実体「家族」は定義されていません。

[8] 例えば、RDA では、「関連の明確化 (contextualize)」「根拠の提供 (justify)」の代わりに「関連の明確化 (clarify)」「アクセスポイント採用理由の理解 (understand)」という利用者タスクを設定しており、エンドユーザー志向が明確です。

[9] FRBR ファミリー (FRBR、FRAD、FRSAD) は「参照モデル」であり、「データモデルではない」こと、それらの実装にあたっては中間データモデルを設計するのが最善であることなどが、次の文献で明らかにされています。

パトリック・ル・ボフ [著], バーバラ・ティレット改訂, 国立国会図書館書誌部 [訳]. “すばらしい FRBR の新世界 第4版”. IFLA Cataloguing Principles: Steps towards an International Cataloguing Code, 4. München, K. G. Saur, 2007, p263-277, [http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bnfw4\\_japanese.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/bnfw4_japanese.pdf), (参照 2013-3-1)

## 典拠の国際流通

### ーバーチャル国際典拠ファイル (VIAF) への参加 (2)

本誌前号で、[バーチャル国際典拠ファイル \(Virtual International Authority File, VIAF\)](#) の概要、国立国会図書館が VIAF に参加した経緯、VIAF への参加によって便利になることを解説いたしました。

今回は、実際に VIAF に収録されている典拠レコードを例にとり、図書館の現場で活用できる VIAF の使い方について、いくつかご紹介いたします。

#### 【VIAF の活用ー書誌作成の場面で】

まず書誌作成の場面では、VIAF を利用した典拠コントロールとして、著者の同定・識別に使うことができます。

VIAF では各言語による典拠がひとかたまり (クラスター) で表示されるため、それぞれのリンクをたどって、様々な言語形で検索することができます。日本語の典拠からは当館の [Web NDL Authorities](#) へ、英語やフランス語の典拠からはそれぞれ米国議会図書館やフランス国立図書館などの典拠レコードへリンクしています。スペイン国立図書館のように、リンク先からさらに典拠に紐づく書誌を検索することもあります。[国立国会図書館サーチ](#) とリンクしている当館の [Web NDL Authorities](#) もその一つです。また、エジプトのアレクサンドリア図書館のように直接当該国の典拠データベースにリンクしない場合は、VIAF の MARC21 フォーマットのデータ画面が表示されます。

VIAF の詳細表示画面では、各言語の標目形がまとめて表示されています。さらに、各機関の典拠の多様な表記の参照形を一覧で確認することができます。これによって、典拠の機能である「同一人物の集中」をより広く実現していると同時に、付与されている識別情報 (about) によってその人物の同定を可能にしています。VIAF は典拠レコードのクラスターに含まれる多様な表記の標目形、参照形で検索できるようになっています。

例えば、早川書房から刊行されているアイザック・アシモフの『われはロボット』を例にとってみましょう。資料に表示されているカタカナの日本語形「アイザック アシモフ」で VIAF を検索すると、[「Asimov, Issac」の典拠レコード](#) のクラスターがヒットします。「Asimov, Issac」の典拠レコードの参照形にはカタカナ表記も含まれているからです。この典拠に紐づくタイトルを **Selected Titles** で確認すると、『I, robot』というタイトルを見つけることができます。このように、VIAF を使うと個人や団体著者、その著作の同定が容易であると同時に、自館のアシモフの典拠と該当の書誌レコードをリンクさせる手がかりとして利用することができます。(図 1)



VIAF 検索結果表示画面例

VIAF 詳細表示画面例—1

VIAF 詳細表示画面例—2

図1 VIAF を使って著者、著作を同定する

**【VIAF の活用—レファレンスツールとして】**

VIAF を人名や団体名の検索ツールとして利用したり、VIAF に掲載されている典拠データのリンクをたどって、各機関の典拠に紐づく様々な言語版の作品を探したりすることもできます。

例えば「ディズニー」で検索すると、アルファベットの「Disney, Walt」のほか、下記のようなヘブライ語や中国語の表記を参照形で確認することができます。また反対に、資料に表記されているヘブライ語や中国語の表記から「Disney Walt」を探し出すこともできます。(図2)



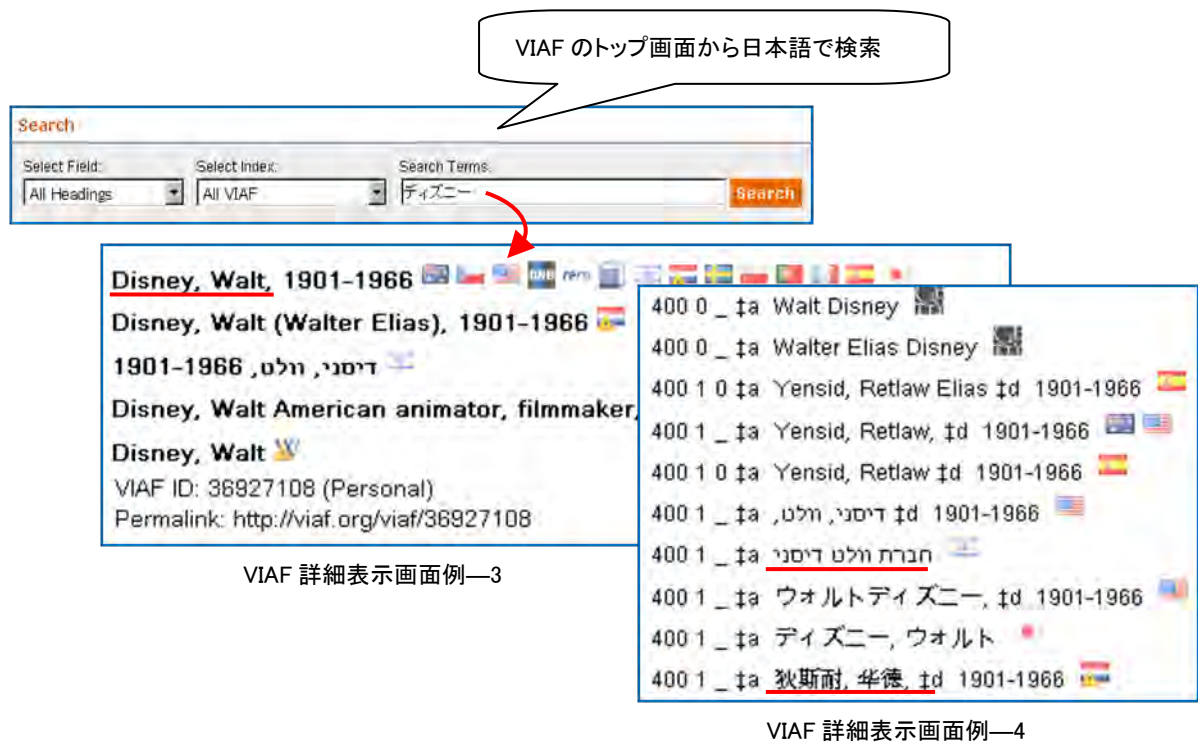
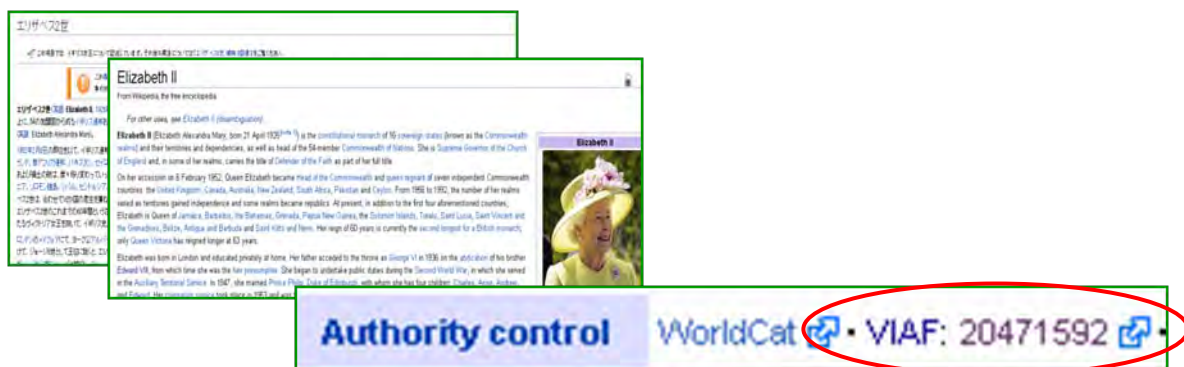


図2 「ディズニー」の様々な表記をVIAFで調べる

また、VIAFはWikipedia（英語版）とリンクしています[1]。例えば、エリザベス2世について調べたいとき、日本語でサーチエンジンを検索してWikipedia（日本語版）を参照し、さらにWikipedia（英語版）へのリンクをたどると、ページ下部にVIAFのIDが表示されています。VIAFのIDのリンクから、典拠というオーソライズされた形の表記「[Elizabeth II, Queen of Great Britain, 1926-](#)」などを確認することができ、さらに典拠に紐づく書誌を探すことも可能です。（図3）



Wikipedia 画面例(日本語版、英語版および VIAF ID からのリンク)



VIAF 詳細表示画面例—5

図3 Wikipedia から VIAF を利用する

さらに、典拠に紐づく様々な言語版の作品を探すこともできます。J.K.ローリング『ハリー・ポッターと賢者の石』を例に見てみましょう。当館の Web NDL Authorities を「ローリング」で検索すると、「Rowling, J. K, 1965-」の典拠がヒットします。Web NDL Authorities からリンクしている VIAF の [J.K.ローリングの典拠レコード](#)を確認します。すると、Selected Title の一覧で、『ハリー・ポッターと賢者の石』のポルトガル語版 (Harry Potter e a pedra filosofal) や、ドイツ語版 (Harry Potter und der Stein der Weisen) などを確認できます。さらに、アレクサンドリア図書館のリンクをクリックすると、VIAF の MARC21 データ画面からアラビア語版『ハリー・ポッターと賢者の石』のタイトル (رتوب یراه فوسل یفل ارجح و) も確認することができます。(図4)

Web NDL Authorities のトップ画面から日本語で検索

**Web NDL Authorities**  
 国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス

Web NDL Authorities 詳細表示画面例

VIAF 詳細表示画面例—6

VIAF 詳細表示画面例—8

VIAF 詳細表示画面例—7

VIAF の MARC21 データ画面例

図 4 Web NDL Authorities から VIAF を利用する

**【国立国会図書館からのデータ提供】**

[Online Computer Library Center \(OCLC\)](#) による VIAF データベースの更新頻度に合わせ、2013年1月からは、当館も典拠データを毎月 OCLC へ提供しています。当館で日々作成・更新される新たな典拠データを、VIAF を通じて利用していただくことが可能となっていますので、ぜひご活用下さい。

今回は VIAF についての 3 回にわたる連載の最終回となります。VIAF や典拠データの今後の方向性についてお伝えする予定です。

(収集・書誌調整課 書誌調整係)

[1] 「バーチャル国際典拠ファイル (VIAF) と Wikipedia の間に 25 万件の相互リンクが作成」カレントアウェアネス-R 2012年12月10日 <http://current.ndl.go.jp/node/22482> (参照 2013-2-12)

## お知らせ：「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開（2013）」 を公開しました

国立国会図書館は、「[国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開（2013）](#)」（以下、「新展開 2013」といいます）を作成し、当館ホームページに公表しました。

「新展開 2013」は、「[国立国会図書館書誌データの作成・提供の方針（2008）](#)」、「[国立国会図書館の書誌サービスの新展開（2009）](#)」の後継となる今後おおむね5年間の当館の書誌データの作成・提供についての方向性を示すものです。2012年10月に開催した「[平成24年度書誌調整連絡会議](#)」での意見交換やそのほかの有識者の方々からいただいたご意見等を参考に作成しました。

当館では、これまでの方針文書に挙げた具体的な実施事項のうち多くのことを達成し、書誌サービスを改善してまいりました。しかし、関係機関等、外部の資源、知識、技術を活用することは、今後も引き続き取り組まなければならない課題です。

上記の課題に加え、2013年7月の[オンライン資料の制度収集開始](#)等による電子的に流通する情報の増加や様々な情報環境の変化等に対応するための方向性を「新展開 2013」で決めました。なお、「新展開 2013」は、当館が2012年7月に定めた「[私たちの使命・目標 2012-2016](#)」に沿った内容となっています。

「新展開 2013」は八つの項目からなります。ここで言う「書誌データ」には、典拠データや電子情報のメタデータも含まれています。紙等の媒体の「資料」と電子書籍などの「電子情報」を一元的に扱えるフレームワークの構築について、海外の動向を見つつ進めて行こうとしています。また、典拠データ等の拡充も、可能なところから少しずつ進めてまいります。

進捗は、本誌を通じて随時みなさまにお知らせいたします。

「新展開 2013」を進めるにあたって、重要なキーは「関係機関との連携協力」です。図書館、出版流通、情報サービス提供など関係機関のみなさまには、今後ともご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(収集書誌部)

## お知らせ：平成25年度のJAPAN/MARC頒布について

平成25年度のJAPAN/MARCは、[日本図書館事業協会](#)および[文字・活字文化推進機構](#)から頒布を行います。刊行頻度・価格・頒布フォーマット等は、各頒布元にお問い合わせください。なお、平成24年度末をもちまして、当館から頒布事業者へのJAPAN/MARC 2009フォーマットでのデータ提供を終了します。

(収集・書誌調整課)



## コラム：FRAD 翻訳苦労話

本号内の記事「[「典拠データの機能要件」について](#)」で紹介したように、「[「典拠データの機能要件：概念モデル」](#)」は当館収集書誌部において [FRAD](#) の全文を日本語訳したものです。

FRAD は [ICP \(国際目録原則覚書\)](#) や [FRBR](#) と密接に関連しているため、それぞれで共通する用語には同一の日本語を充てることにしました。また、FRAD には、AACR2 (英米目録規則第2版) で用いられているお馴染みの語句も頻出しているようです。ということは、それらの主要訳語一覧を用意しておけば、翻訳作業は楽勝かも……いやいや、そうは問屋がおろさない。

逆に、ICP や FRBR では用語定義されていないどころか出現しない、FRAD 独自の用語も厄介ものです。

さらに、属性 (FRAD 第4章) や関連 (同第5章) の例示を見て理解を深めようとしても、欧米圏の個人、家族、団体、著作ばかりでピンときません。

挙句の果てには、この概念モデルって非ローマ字圏では適用不可能なのでは、と翻訳作業から逸脱するような疑念も湧き起こってくる始末です。

IFLA 目録分科会から翻訳許諾を得て日本語訳公開まで半年近くかかったのは、担当者 (複数名) が各自他の業務を抱えつつの作業だったこと以外にも、それなりの事情があるのです。

### 【その1 creator って何者?】

creator は、FRAD においては creator/title access point などの形で登場しますが、用語定義の対象とはなっていません。ICP における定義は creator: a person, family, or corporate body responsible for the intellectual or artistic content of a work で、ICP 日本語訳は「作成者：著作の知的・芸術的内容に責任をもつ個人、家族または団体」としています。

<議論> 「では、「作成者」にしましょう」

「いや、待て。物忘れが著しいお年頃のくせに、妙なところで記憶が甦ってしまった。JLA 目録委員会などで議論があったような。研究者からも指摘を受けていたような。そう、creator は「作成者」でなく、「創作者」「著作者」と訳すべきということだった」[\[1\]](#)

「えーっと、FRBR では実体「著作」の定義は work: a distinct intellectual or artistic creation、日本語訳は「個別の知的・芸術的創造」ですね。でも、creator は定義されていないようです。creation と creator の関連性を考慮すれば「創造者」だけど、さすがに大袈裟な気がします。「創作者」が手頃かも」

「でもなあ、FRAD には authority data creator という語句が頻出するけど、これはさすがに「典拠データ作成者」だろう？」

<結論> 「作成者」のままとしました。ちなみに、[ダブリンコア](#)など、メタデータ関連の文書においても creator は「作成者」とされることが多いようです。[\[2\]](#)

<余談> テキスト形式の著作の「著者」(author)や、「写真家」、コンピュータプログラムの「プログラマ」は当然のことながら creator です。では、「翻訳者」や「演奏家」はどうでしょうか。

従来の目録作業において、「翻訳者」「演奏家」は、責任表示として記録し、著者標目に採用するのが普通でした。主たる著作者(author)ではないかもしれませんが、「著作の知的・芸術的内容に責任をもつ」と判断されていたのです。ICP的には、これらを creator から除外すべき理由はありません。

一方、RDA(資源の記述およびアクセス)における creator は、実体「著作」と関連するものに限定されています。「翻訳者」「演奏者」は、実体「表現形」と関連するものであり、contributor 扱いとなっています。ということは? RDAの日本語訳では、creator は「創作者」とするほうが適切?

## 【その2 persona って何?】

FRAD 独自のものだ→注意報発令! なんだからテン語っぽい→警戒警報発令!!

persona という用語は、2005年草案において「複数の persona の扱い、すなわち書誌的アイデンティティ(bibliographic identity)」という文脈で間接的に規定される一方、〈個人〉の定義中では「人物、または人物・グループによって確立あるいは採用されている persona」という位置づけでした。最終報告では、〈個人〉の定義中で persona と identity が列記されているため、両者の区別をする必要があります。心理学用語ではあるまいし、「ペルソナ」「アイデンティティ」とするのは如何なものでしょうか。「仮面」「同一性」ではますます訳がわかりません。

<結論> それぞれ「人格」「アイデンティティ」としました。

<余談> bibliographic identity という用語は、AACR2 2002Revision の索引・用語集では「筆名(pseudonym)を見よ」とあり、「筆名」の項を見ると「筆者がその正体を隠すため、もしくはあいまいにするために仮に用いる名」(AACR2 日本語版 付録D 用語解説)とあって煙に巻かれますが、「異なった状況に応じて異なった名称を用いる場合を区別するための(中略)概念(中略)偽名と本名又は正式名称と字[あざな](courtesy name)など(後略)」[\[3\]](#)という分かりやすい説明もありました。

ただし、その文献では、「個々の「ペルソナ(persona)」を認め、それぞれに対して名前[典拠レコード]と異形の名称のレコードを作成し、「をも見よ」参照としてリンクする」[\[4\]](#)という記述はありますが、persona そのものの説明はありませんでした。このままでは、両者の違いが…

「著者本人が使い分けるのが persona、目録作業担当者がそれらの persona を同定識別した結果が bibliographic identity ということではないでしょうか」

「納得! それぞれの persona に対応して標目を作成し相互参照する場合もあれば、一つの標目(統一標目)に名寄せする場合もある、っていうことですね」

「なんだ、早く言ってよ。それにしても、なんで persona なんて概念を持ちだしたのかなあ。原文を

読んでいても、**person** と **persona** の違いを見極めるだけで目がショボショボ」

「概念としては必要だと思いますけど。それより、眼鏡かえたほうがよいのでは？」

### 【その3 アクセスポイントは英数字で表す？】

〈統制形アクセスポイント〉の基礎となる〈名称〉の文字列は、**a sequence of numeric and/or alphabetic characters or symbols** (以下略) と定義されています。素直に訳せば「一連の英数字または記号」ですが、問題ないでしょうか。日本人著者標目の漢字形、片仮名形は統制形アクセスポイントではないことになりませんか？

〈結論〉 **numeric and/or alphabetic characters** は「文字」としました。この「文字」は、「数字」を含む広義の意味です。

〈余談〉 どうやら、**FRAD** は、非ローマ字圏の言語が念頭にないようです。中国や韓国はこの事態をどう受け止めているのでしょうか。

[中国語訳](#)：数字和(或)字母字符 (数字及び (又は) 英字)

[韓国語訳](#)：숫자 및 문자 (数字及び文字)

中国語訳は原文に忠実、韓国語訳と日本語訳は意識ということになりました。さて、訳は訳として、非ローマ字圏での **FRAD** 受容のためには何らかのアクションがあってもよさそうです。[5]

この件、実は **FRBR** にも波及します。**FRBR** における実体「表現形」の定義は、「英数字による表記、記譜、振付け、音響、画像、物、運動等の形式あるいはこれらの形式の組み合わせによる著作の知的・芸術的実現」。なんと、日本語のテキストは「表現形」にあらず、ということになってしまいます…

### 【その4 Eppupopedanoemaali ってグループ知ってる？】

団体と団体の中の〈連続関連〉の例示だが、フィンランドの音楽グループで、**Popeda** など三つのグループが合併して結成されたとのこと。

〈議論〉 「欧米圏の例ばかり。少しは日本の例も載せてほしいものだ」

「こういう例示ってワーキンググループメンバーの趣味がバレバレですね。私なら、「イエス」と「**ABWH**」の例に差し替えますけど」

「うーん、微妙」

「**A** と **B** が合併して **C** になることが示されていればよいのだから、もっとマニアックな例にしたほうが面白いです」

「いやいや、例示は本文の理解を助けるためにあるのだから、日本語読者に分かりやすい例に差し替えてはどうだろう」

「それでは日本語訳とはいえなくなってしまう。訳注で対応すべきでは」

「例の分かりやすさは人によって違うし、訳注だらけだと読みにくくなります。例の意味は本文をよく読めば分かるので、訳注なしでも大丈夫ですよ」

「紙幅の都合もあるしね」

<後日談> 「Eppupopedanoemaali でググったら、FRAD 日本語訳しかヒットしません！」

「珍しい例だからって FRAD の他の言語の訳もヒットしないのはおかしいな、念のため、もう一度原文にあたってみよう」

「正しい綴りは Eppupopedanormaali でした…」

「ま、済んだことは仕方ないですね。いずれ折を見て修正しましょう」

## 【その5 〈関連〉の関係？】

「著作名と著作名の間(異称関連)にアレクザンダー・ケントが載ってる！ボライソー・シリーズ好きなんだよね。ラッセル・クロウ主演の映画『マスター・アンド・コマンダー』の原作オーブリー・シリーズとか、ホーンブローワーとか帆船ものはもっと採り上げてほしいねえ」

「あのお、話ずれてますけど」

「〈異称関連〉なら、ハリーポッターでしょう。第1巻『賢者の石』は、英国版は the *Philosopher's Stone* だけど、アメリカ版では the *Sorcerer's Stone* に変更されている」

「それって、〈別言語形関連〉なんじゃないか。「魔法使い」のニュアンスを出したかったらしいけど、イギリス英語だと *philosopher* でよいのに、アメリカ英語だと「哲学者」しか連想されないって」

「ウィキペディア日本語版の受け売り [www](http://www)」

「〈全体／部分関連〉の例示なら『指輪物語』三部作が定番でしょう。『旅の仲間』『二つの塔』『王の帰還』はみんな知ってるはず」

「それを言い出したら『ホビットの冒険』や『シルマリルの物語』も出さなきゃ」

「いやいや、それは〈連続関連〉だと思うよ」

「トルキンの構想では「中つ国の歴史」シリーズがあって、それと『指輪物語』は〈全体/部分関連〉です！」

「もとい、私の言ったのは『旅の仲間』と『二つの塔』が〈連続関連〉という意味で」

「えっと、〈全体／部分関連〉の関係にある著作のうち「部分」同士は〈連続関連〉の関係にあるという理解でよろしいですか？」

「必ずしもそうとばかりはいえないんじゃないかな。例えば、オースン・スコット・カードの「エンダーシリーズ」のうち『エンダーズ・シャドウ』は、『エンダーのゲーム』の続編というより、異星人バガーとの戦いを別の主人公の視点で捉えた「視差」小説であり、両者は〈連続関連〉とは言い難い」

[6]

こうして、適切な例示のあり方をめぐって翻訳作業は脱線を続け…

(収集・書誌調整課 書誌調整係 翻訳チーム有志)

- [1] 日本図書館協会目録委員会. 第31期目録委員会記録 No.10, p.1,  
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/mokuroku/gijiroku/31-10.pdf>, (参照 2013-3-1)
- [2] 例えば、『ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合 (JIS X0836 : 2005)』([日本工業標準調査会 \(JISC\) のページ](#)から JIS 検索で閲覧することができます)。また、当館が定めた『[国立国会図書館ダブリンコアメタデータ記述 第二部 Application Profile](#)』でも「作成者」としています。一方、「製作者」「制作者」「作者名」などと訳している文献もあります。
- [3] バーバラ B.ティレット [著]. 鹿島みづき [訳]. “バーチャル国際典拠ファイル”. IFLA Cataloguing Principles: Steps towards an International Cataloguing Code, 4. München, K. G. Saur, 2007, p.375-376,  
[http://www.nl.go.kr/icc/down/070502\\_11\\_Jap.pdf](http://www.nl.go.kr/icc/down/070502_11_Jap.pdf), (参照 2013-3-1)
- [4] 同上, p.376, [http://www.nl.go.kr/icc/down/070502\\_11\\_Jap.pdf](http://www.nl.go.kr/icc/down/070502_11_Jap.pdf), (参照 2013-3-1)
- [5] 翻訳作業時に見つかった原文の誤植の指摘と併せ、IFLA 目録分科会に「非ローマ字圏の言語を考慮してほしい」旨の連絡をしました。その後に分かったことですが、2005 年草案の段階で既に「alpha-numeric という表現は限定的すぎる」という指摘が米国図書館協会 (ALA) 目録委員会 (CC:DA) から行われていました。  
<http://www.libraries.psu.edu/tas/jca/ccda/docs/tf-frar3.pdf>, (参照 2013-3-1)
- [6] では何〈関連〉なのかと FRAD や FRBR を読み返しても、答えは見つかりません。FRAD、FRBR ともに、実体のインスタンス間の関連については代表的なもののみが挙げられており、網羅的ではないからです。

## コラム：書誌データ探検 日本占領関係資料—生の記録—

政治史料課は、憲政資料室で「憲政資料」「日本占領関係資料」「日系移民関係資料」を提供しており、憲政資料係が憲政資料の、占領期資料係が日本占領関係資料と日系移民関係資料の整理やレファレンスを担当しています。今回は日本占領関係資料の整理について紹介します。

### 【日本占領関係資料とは】

おもに第2次世界大戦終了後の連合国による日本占領統治に関する資料で、[連合国最高司令官総司令部 \(GHQ/SCAP\) 文書](#)や[琉球列島米国民政府 \(USCAR\) 文書](#)、米国国務省文書などがあります。ほとんどが公文書ですが、米国政府高官や軍人個人の日記や書類などもあります。原資料そのものの所蔵は少なく、大半はマイクロフィルム（マイクロフィッシュを含む）で収集しています。[米国国立公文書館 \(NARA\) をはじめとした各機関](#)が所蔵している資料を、当館が独自にマイクロフィルム化したものと、市販マイクロフィルムを購入したものがあります。

### 【書誌データの作り方】

日本占領関係資料の書誌データの作り方は、これまで本コラムで取り上げてきた資料群とは大きく異なります。日本占領関係資料は、1つの資料のかたまりが大量になることも多く、たとえば、「[米国戦略爆撃調査団 \(USSBS\) 文書](#)」は781リールにもなります。しかも、「マイクロフィルム1本に含まれている1200コマのうち、たった1コマで文書が完結」という場合もあり、それぞれのフィルムについて1コマずつ確認して書誌を作ることは非常に困難です。

そのため、原資料を所蔵する機関等で作成した目録をベースに、Excel等でリストを作成し、システムに一括投入して[国立国会図書館蔵書検索・申込システム \(NDL-OPAC\) の「日本占領関係資料検索」画面](#)で検索できるようにしています（一部の資料は、リサーチ・ナビに掲載したPDFファイルや、憲政資料室所蔵の冊子目録でのみ資料を探すことができます）。

### 【目録は正しい？】

とはいえ、残念ながら、原資料を所蔵する機関等で作成した目録を完全には信頼することはできません。

たとえば上記のUSSBS文書の中に「The Effects of Strategic Bombing on Japanese Morale (final report and original draft): Resident interviews, by city (consisting of 150 envelopes)」というシリーズに含まれる「Fukuoka」という資料があります（書誌ID 024058173）。USSBS文書は、米軍が行った戦略爆撃の効果や影響について調査した資料で、この資料は「Fukuoka」でのインタビュー記録です。しかし、九州の福岡市に関するものかと思いきや、福岡市のもの（図1）と千葉県旧福岡村（現在の東金市、大網白里市）のもの（図2）が混在しているようである、ということがわかりました。



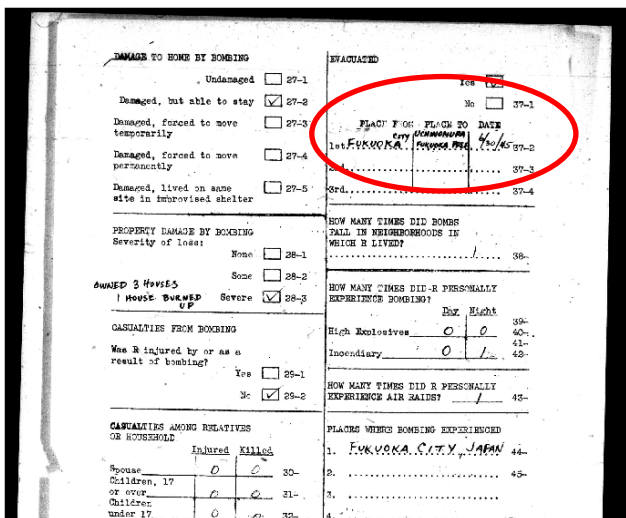


図1 資料「Fukuoka」中の福岡市の部分

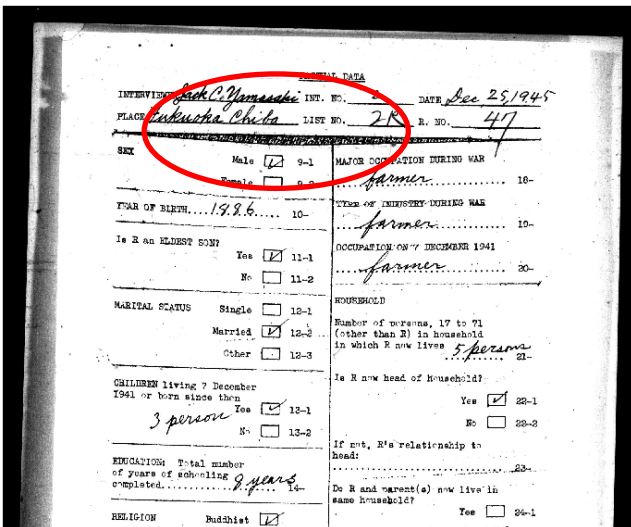


図2 資料「Fukuoka」中の千葉県旧福岡村の部分

所蔵確認 / 各種申込み  全ての資料を表示する

- 所蔵場所ごと [東京: 憲政資料室](#)

請求記号 USB-13 R099: 0001-1239

資料種別 文書類

タイトル [Fukuoka : Report No. 14e\(5\), USSBS Index Section 2.](#)

参照タイトル [福岡村\(千葉\); 福岡](#)

レベル [文書名: Records of the U.S. Strategic Bombing Survey = 米国戦略爆撃調査団文書; Entry 41, Pacific Survey Reports and Supporting Records 1928-1947](#)

[シリーズ名: The Effects of Strategic Bombing on Japanese Morale \(final report and original draft\): Resident interviews, by city \(consisting of 150 envelopes\)](#)

注記 原所蔵機関: 米国国立公文書館(RG243); コレクションタイトル: 日本占領関係資料

形態 マイクロフィルム.

本文の言語 eng

書誌ID 024058173

図3 OPAC 書誌情報画面

USSBS 文書は、地域ごとに調査したい方も多いため、参照タイトルとして地名を記録していますが、今回の資料では図3のように「福岡村(千葉); 福岡」と両方を記録しました。その他、日本の地名のローマ字表記がおかしいものや、漢字で「横須賀」と表記してある資料について、原資料所蔵機関が作成した目録では「Yokohama」になっているケースもありました。外国の調査団が日本を調査し、資料を作成し、さらにそれを整理し目録にする困難さが見て取れます。

日本占領関係資料は、通常の資料に比べて、資料作成の際や原資料所蔵機関等の目録作成の際に間違いが生じていたり、原資料の状況が悪く判読不明なページがある場合もありますが、占領期資料係では、当館で提供している目録が利用者にとってより良いものになるよう、上記のような工夫をして整理・提供しています。

### 【占領関係資料の今後】

占領期資料係では、職員がワシントンに駐在し、NARAを中心に米国やその他の国々で日本占領統治に関する資料や日本からの移民に関する資料の収集を行い、資料の充実を図っています。並行して、今後は憲政資料室でマイクロフィルムで提供している資料のデジタル化・インターネット公開も進めていきます。

また、米国のメリーランド大学が所蔵する、1945-1949年の日本で刊行された出版物の網羅的なコレクションである[プラング文庫](#)の収集も大きな事業です。メリーランド大学と当館で協力してマイクロフィルム化・デジタル化を進めており、[マイクロフィルムで提供している雑誌・新聞・児童書](#)に加え、2013年3月から一般図書の一部がデジタル化され当館内で利用できるようになりました。当館に所蔵のない資料も多く、貴重なコレクションであり、今後も利用できる資料を増やしていく予定です。

日本占領関係資料に限らず、憲政資料室で扱う資料には、生々しい「記録」が残されています。「その時代の生々しさ」を伝える資料と利用者を結びつけるよう、占領期資料係では書誌データを作成し提供しています。歴史上注目すべき資料が眠っている可能性もあります。ぜひご活用ください。

次回は憲政資料の整理についてご紹介します。

(利用者サービス部 政治史料課 占領期資料係)

## 掲載情報紹介

2012年12月25日～2013年3月27日に、国立国会図書館ホームページに掲載した書誌情報に関するコンテンツをご紹介します。

・[「JAPAN/MARC MARC21 フォーマットマニュアル単行・逐次刊行資料編」「JAPAN/MARC MARC21 フォーマットマニュアル典拠編」「JAPAN/MARC MARC21 フォーマット」における片仮名読み表記要領](#)を更新しました。

(掲載日：3月14日)

・[平成24年度書誌調整連絡会議報告（概要）と過去の会議一覧](#)を掲載しました。

(掲載日：3月12日)

・[「NDL-OPAC からの書誌データダウンロード利用ガイド」「国立国会図書館からの JAPAN/MARC データの提供について～図書館等でのご利用のために～」](#)を更新しました。

(掲載日：2月28日)

・[「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開（2013）」](#)を掲載しました。

(掲載日：2月22日)

・[「基本方針」のページと「書誌情報提供サービス」のページ](#)を改訂しました。

(掲載日：2月1日)

・[「典拠データの機能要件」（日本語訳）](#)を掲載しました。

(掲載日：12月28日)

## 編集者からの一言

本ニューズレターの編集事務を担当して半年近く、書誌関連の様々な用語や動向等について確認する日々です。自分なりに工夫して理解に努めているつもりですが、効果のほどはどうなのでしょう。「FRBRモデル」はスキーマメーカーの新作ブーツみたいですし、第1グループの「実体」については、ある酒造メーカーの日本酒を「著作」とすると、その蔵の杜氏による大吟醸日本酒が「表現形」、その2013年しぼりたて四合瓶が「体现形」、各酒屋に卸された四合瓶が「個別資料」？いや違うか、などと様々な場面でなぞらえるクセがつかまりました。

今号の記事のひとつ「[典拠データの機能要件]について」は、FRBRで対象外とした典拠データについての機能要件を定義したFRADを解説したものです。コラムではその舞台裏として、翻訳作業における様々な苦勞もうかがい知ることができます。また、米国の各図書館におけるRDA適用準備の取組みや、当館におけるAACR2適用資料へのRDA対応など、目録に関する国際的な動向が詰まった号となりましたので、ぜひご一読下さい。

(つだ)

**NDL 書誌情報ニューズレター (年4回刊)**

ISSN 1882-0468 / ISSN-L 1882-0468

2013年1号(通号24号) 2013年3月28日発行

編集・発行 国立国会図書館収集書誌部

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

E-mail: [bib-news@ndl.go.jp](mailto:bib-news@ndl.go.jp) (ニューズレター編集担当)